

船舶事故調査報告書

令和3年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	荷役作業員負傷
発生日時	令和2年11月7日 21時20分ごろ
発生場所	阪神港神戸区第3区六甲アイランドコンテナふ頭RC-5岸壁 神戸第7防波堤西灯台から真方位040° 1,470m付近 (概位 北緯34°40.7' 東経135°15.9')
事故の概要	コンテナ船 ^{ラントウビー} LANTAU BEEは、接岸して荷役作業中、荷役作業員が岸壁に転落して負傷した。
事故調査の経過	令和2年11月10日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	コンテナ船 LANTAU BEE（アンティグア・バーブーダ籍）、9,610 トン（1,049TEU） 9404730（IMO番号）、Kopping Reedereigesellschaft MS 'Lantau Bee' mbH & Co.KG
乗組員等に関する情報	船長（ウクライナ籍）、締約国資格受有者承認書 船長（アンティグ ア・バーブーダ発給） 本件作業員
負傷者	軽傷 1人（本件作業員）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長ほか13人（フィリピン共和国籍10人、ウクライナ 籍1人、ロシア連邦籍1人、インド籍1人）が乗り組み、右舷着岸し たのち、陸上の荷役作業員が、3人1組で乗船し、貨物倉ハッチカバ ー上に積載されたコンテナの4隅にある‘縦約10cm、横約6cmの開 口部’（以下「ソケット」という。）に‘各種長さのラッシングバー先 端の金具’（以下「フック」という。）を差し込み、ターンバックルで 締めてコンテナを固定するラッシング作業を行っていた。 陸上の荷役作業員の1人（以下「本件作業員」という。）は、‘上甲 板の右舷通路上に設けられたコンテナ架台の支柱’（以下「本件支 柱」という。）上で、船首方を向き、‘右舷端3段目のコンテナ’ （以下「本件コンテナ」という。）に使用する、‘長さ約5mのラッシ ングバー（重さ約20kg）’（以下「本件バー」という。）をコンテナ に立てかけ、本件バーの端部を顔の高さ付近まで持ち上げてフックを 本件コンテナの岸壁側底部ソケットに差し込もうとしたが、入れるこ とができず、フックが右舷方に向かい、本件バーが岸壁方へ倒れる状 況になったのを認めた。

	<p>本件作業員は、重さに耐えられず、本件バーを手放したものの、今まで持っていた端部が本件作業員の顔に当たり、バランスを崩して約6.5m下の岸壁に転落し、救急搬送され、上顎骨骨折等と診断された。</p> <p>本件作業員は、約10年の経験があり、本件支柱上で本件バーのフックをソケットに届かせるのがぎりぎりの身長であったが、これまで、問題なく作業を行っており、本件バーが岸壁の方へ倒れ始めた際、もう少し早く手を放せば良かったと事故後に思った。</p> <p>本件作業員は、反射機能付きの雨合羽、ヘルメット、革手袋及び安全靴を装着していたが、安全帯を装着していなかった。</p> <p>本船に積載していたコンテナには、扉に設置してあるロック棒（金属製の丸棒）に安全帯を取りつけることができた。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、コンテナの荷役中、本件作業員が、本件支柱上で、本件バーの端部を顔の高さ付近まで持ち上げ、フックをソケットに差し込む際、フックが右舷方に向かい、本件バーが岸壁の方へ倒れ始めたことから、本件バーを手放したものの、本件バーの端部が本件作業員の顔に当たり、身体のバランスを崩して岸壁上に転落し、負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、コンテナの荷役中、本件作業員が、本件支柱上で、本件バーの端部を顔の高さ付近まで持ち上げ、フックをソケットに差し込む際、フックが右舷方に向かい、本件バーが岸壁の方へ倒れ始めたため、身体のバランスを崩して岸壁上に転落し、負傷したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンテナ荷役担当会社は、安全管理マニュアル及び作業手順書に、荷役作業員の装備として安全帯を装着することを記載して遵守させること。 ・荷役作業員は、持ち上げたラッシングバーが傾いた際、直ちに手放すこと。